

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	二七〇
○ 大規模小売店舗立地法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件	二七三
○ 落札者を決定した件二件	二七三
○ 調理師試験を実施する件	二七四
○ 製菓衛生師試験を実施する件	二七四
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	二七五
○ 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	二七五
○ 随意契約の相手方を決定した件	二七五
福島県警察本部	二七五
○ 一般競争入札を行う件	二七六
福島県選挙管理委員会	二七六
○ 地方自治法第七十四条の二第七項の規定による審査の申立てについての同法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規程	二七六
○ 公職選挙法第二百六十六条第一項及び第二項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規程	二七六
○ 市町村の合併の特例に関する法律第五十二条第三十二項において準用する公職選挙法第二百六十六条第二項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規程	二七六

告 示

二七六

福島県告示第三百一十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十八年五月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定を解除する区域
 - 南相馬市小高区吉名字玉ノ木平七八番一号の一部
- 二 指定を解除する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
 - 1 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 - 水銀及びその化合物又は鉛及びその化合物
 - 2 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 - 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
 - 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壤の掘削除去

（水・大気環境課）

福島県告示第三百一十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年五月六日から同年六月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ヨークベニマル郡山横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二百番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

公 告

公告第102号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年5月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 5 落札金額
43,637,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年2月12日

（税務システム課）

公告第103号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム改修（税制改正及びO S S導入対応）業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年5月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム改修（税制改正及びO S S導入対応）業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
218,894,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年2月12日

（税務システム課）

公告第四百号

調理師法(昭和三十三年法律第四百十七号) 第三条の二第一項の規定により、平成二十八年五月六日

福島県知事 内堀雅雄

一 試験期日 平成二十八年七月二十八日(木) 午前十時から正午まで

二 試験場所

福島市山居上三番地

学校法人東稜学園福島東稜高等学校

郡山市堤下町一番二号

郡山市民文化センター

白河市中田百四十番地

白河市産業プラザ人材育成センター

会津若松市河東町郡山字中子山三十二番地

会津若松市河東公民館

南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地の百十二

福島県立テクノアカデミー浜

いわき市内郷高坂町四方木田百九十一番地 いわき市総合保健福祉センター

三 受付期間等

受験希望者は、平成二十八年五月三十日(月)から同年六月十日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)に所轄の福島県保健福祉事務所、郡山市保健所又はいわき市保健所に申し込むこと。

四 受験手数料

受験手数料は、六千三百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消印はしないこと)。

五 その他

試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課にお問い合わせすること。

(食品生活衛生課)

公告第五百号

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五十五号) 第四条第一項の規定により、平成二十八年五月六日

福島県知事 内堀雅雄

一 試験期日

平成二十八年七月二十八日(木) 午前十時から正午まで

二 試験場所

福島市山居上三番地

学校法人東稜学園福島東稜高等学校

郡山市麓山一丁目八番四号

郡山市立中央公民館

白河市中田百四十番地

白河市産業プラザ人材育成センター

会津若松市河東町郡山字中子山三十二番地 会津若松市河東公民館

南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地の 福島県立テクノアカデミー浜

三 受付期間等

受験希望者は、平成二十八年五月三十日(月)から同年六月十日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)に所轄の福島県保健福祉事務所、郡山市保健所又はいわき市保健所に申し込むこと。

四 受験手数料

受験手数料は、九千四百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消印はしないこと)。

五 その他

試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課にお問い合わせすること。

(食品生活衛生課)

公告第六百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称 南相馬土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 渡邊 一成 南相馬市原町区北長野字北原田二三四番地

同 古川 信 相馬郡飯館村飯樋字町一七〇番地

同 酒井 盛男 南相馬市原町区高見町一丁目二〇六番地

同 大甕 逸朗 市同 区深野字原田一番地

同 平田 武 市同 区北長野字山居前一一二番地

同 牛渡 隆夫 市同 区石神字北明内三番地

同 志賀 恒夫 市同 区馬場字地切五〇番地

同 脇本 敏明 市同 区下北高平字杉内一二六番地

同 横山 元榮 市同 区泉字町下一五番地

同 鶴崎 清一 市同 区大甕字鶴崎二六二番地

同 寶玉 義則 市同 区江井字堀内前二七番地

同 池田 吉男 市同 区萱浜字原畑一二二番地

同 境 勝明 市同 区上太田字中島六二番地

同 武山 正孝 市同 区牛来字大塚一〇五番地

福島県警察本部公告第54号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年5月6日

福島県警察本部長 石 田 勝 彦

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 放置駐車違反管理システム機器等 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成29年2月1日から平成35年1月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年6月1日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成28年5月6日(金)から同年6月1日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成28年6月17日(金)午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階本部対策室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年6月16日(木)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Illegal Parking Management System Equipment, etc. 1set(including related costs concerning emplacement, installation and removal of the system, installing, setting, adjustment and transition of the system, system formulation, tests of the system, maintenance, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 17 June 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 16 June 2016
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十六号

地方自治法第七十四条の二第七項の規定による審査の申立てについての同法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規程を次のように定める。

平成二十八年五月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

地方自治法第七十四条の二第七項の規定による審査の申立てについての同法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規程

（福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第七十四条の二第七項の規定による審査の申立てについての法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定による交付については、次の表の上欄に掲げる福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第二十号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第一条</p>	<p>行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八条第一項（法第九条第三項において読み替えて適用する場合を含む。第三条、第五条及び第六条第一項において同じ。）</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第七十四条の二第七項の規定による審査の申立てについての法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項</p>
<p>第三条</p>	<p>第三十八条第一項</p>	<p>第七十四条の二第七項の規定による審査の申立てについての法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項</p>

第四条
前条

第十条第一項において準用する前条

第五条
第三十八条第一項

第七十四条の二第七項の規定による審査の申立てについての法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項

審査請求

審査の申立て

審査庁

福島県選挙管理委員会

第六条第一項
審理員

福島県選挙管理委員会

第三十八条第一項

第七十四条の二第七項の規定による審査の申立てについての法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項

第二条（福島県選挙管理委員会行政不服審査法施行規程の規定の準用）
福島県選挙管理委員会行政不服審査法施行規程（平成二十八年福島県選挙管理委員会告示第十九号。以下「規程」という。）第一条から第四条までの規定は、法第七十四条の二第七項の規定による審査の申立てについての法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第一条</p>	<p>行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項に規定する審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁をいい、福島県選挙管理委員会が審査庁である場合に限る。以下同じ。）が定める方法</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第七十四条の二第七項の規定による審査の申立てについての法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定により法に規定する審査の申立てを受けた福島県選挙管理委員会（以</p>
-------------------	--	---

<p>第三条第一項</p>	<p>第六条第一項</p>	<p>第三条第二号</p>	<p>第三条第一号</p>	<p>第二条第二項</p>	<p>第二条第一項</p>	<p>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種別</p>
<p>第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項</p>	<p>第十條第一項において準用する手数料条例第六條第一項</p>	<p>第十條第一項において準用する手数料条例第三條第二号</p>	<p>第十條第一項において準用する手数料条例第三條第一号</p>	<p>第九條第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項</p>	<p>第七十四條の二第七項の規定による審査の申立てについての法第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項</p>	<p>電磁的記録の種別</p>
<p>第七十四條の二第七項の規定による審査の申立てについての法第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項</p>	<p>第十條第一項において準用する手数料条例第六條第一項</p>	<p>第十條第一項において準用する手数料条例第三條第二号</p>	<p>第十條第一項において準用する手数料条例第三條第一号</p>	<p>第七十四條の二第七項の規定による審査の申立てについての法第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項</p>	<p>第七十四條の二第七項の規定による審査の申立てについての法第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項</p>	<p>下「審査庁」という。）が定める電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録された事項の表示の方法</p>

<p>附 則 この規程は、平成二十八年五月六日から施行する。</p> <p>福島県選挙管理委員会告示第三十七号 公職選挙法第二百十六條第一項及び第二項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規程を次のように定める。 平成二十八年五月六日</p> <p>福島県選挙管理委員会 委員長 菊地俊彦</p>	<p>第四条</p>	<p>第一条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四條第二項</p>	<p>第一条</p>	<p>第九條第三項において読み替えて適用する法第三十八條第一項</p>	<p>第三条第二項 前項 地方自治法第七十四條の二第七項の規定による審査の申立てについての同法第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規程（平成二十八年福島県選挙管理委員会告示第三十六号）第二条において読み替えて準用する前項</p>
---	------------	---	------------	-------------------------------------	--

第一条	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八條第一項（法第九條第三項において読み替えて適用する場合を含む。第二條、第五條及び第六條第一項において同じ。）	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第二百六條第一項及び第二項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八條第一項
第二条	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九條第三項において読み替えて適用する場合を含む。第二條、第五條及び第六條第一項において同じ。）	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第二百六條第一項及び第二項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八條第一項
第三条	第三十八條第一項	第二百六條第一項及び第二項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項
第四条	前条	第十条第一項において準用する前条
第五条	第三十八條第一項	第二百六條第一項及び第二項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項
第六条第一項	審査請求	異議の申出又は審査の申立て
	審査庁	福島県選挙管理委員会
	審理員	福島県選挙管理委員会
第三十八條第一項		第二百六條第一項及び第二項において準用する行政不服審査法

公職選挙法第二百六條第一項及び第二項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読み替え等に関する規程

（福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読み替え）

第一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第二百六條第一項及び第二項の規定による異議の申出についての法第二百六條第一項並びに法第二百六條第二項及び第二百六條第二項の規定による審査の申立てについての法第二百六條第二項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八條第一項の規定による交付については、次の表の上欄に掲げる福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第二十号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九條第三項において読み替えて適用する法第三十八條第一項に規定する審査庁（法第九條第一項に規定する審査庁をいい、福島県選挙管理委員会が審査庁である場合に限る。以下同じ。）が定める方法	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第二百六條第一項及び第二項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八條第一項の規定により法に規定する異議の申出又は審査の申立てを受けた福島県選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）が定める電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に記録された事項の表示の方法
第二条第一項	電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種別	電磁的記録の種別
第九条第三項において読み替える種別		第二百六條第一項及び第二項

（福島県選挙管理委員会行政不服審査法施行規程の規定の準用）

第二条 福島県選挙管理委員会行政不服審査法施行規程（平成二十八年福島県選挙管理委員会告示第十九号。以下「規程」という。）第一条から第四条までの規定は、法第二百六條第一項及び第二項の規定による異議の申出についての法第二百六條第一項並びに法第二百六條第二項及び第二項の規定による審査の申立てについての法第二百六條第二項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第三十八條第一項

<p>第二条第二項</p> <p>第三条第一号</p>	<p>第三条第一号</p>	<p>第三条第二号</p>	<p>第三条第一項</p> <p>第六条第一項</p>	<p>第三条第二項 各号列記以外 の部分</p> <p>前項</p>	<p>て適用する法第三十八条第一項 法第三十八条第一項</p> <p>第十条第一項において準用する 手数料条例第三号</p> <p>第十条第一項において準用する 手数料条例第三号第二号</p> <p>第十条第一項において準用する 手数料条例第六号第一項</p> <p>第九号第三項において読み替えて 適用する法第三十八条第一項</p>
<p>において準用する行政不服審査 法第三十八条第一項</p>	<p>第十条第一項において準用する 手数料条例第三号</p>	<p>第十条第一項において準用する 手数料条例第三号第二号</p>	<p>第十条第一項において準用する 手数料条例第六号第一項</p>	<p>公職選挙法第二百六条第一項 及び第二項において準用する行 政不服審査法第三十八条第一項 の規定による交付を行う場合の 福島県行政不服審査法関係手 数料条例の規定の読替え等に関 する規程（平成二十八年福島県選 挙管理委員会告示第三十七号） 第二条において読み替えて準用 する前項</p>	<p>公職選挙法施行令（昭和二十五 年政令第八十九号）第二百二十九 条の八第一項及び第二項におい て準用する行政不服審査法施行 令（平成二十七年政令第三百九 十号）第二項</p> <p>公職選挙法施行令（昭和二十五 年政令第八十九号）第二百二十九 条の八第一項及び第二項におい て準用する行政不服審査法施行 令（平成二十七年政令第三百九 十号）第二項</p> <p>公職選挙法施行令（昭和二十五 年政令第八十九号）第二百二十九 条の八第一項及び第二項におい て準用する行政不服審査法施行 令（平成二十七年政令第三百九 十号）第二項</p>

十一号）第十四条第二項

附 則

この規程は、平成二十八年五月六日から施行する。

福島県選挙管理委員会告示第三十八号

市町村の合併の特例に関する法律第五号第三十二項において準用する公職選挙法第二百六号第二項において準用する行政不服審査法第三十八号第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規程を次のように定める。

平成二十八年五月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

市町村の合併の特例に関する法律第五号第三十二項において準用する公職選挙法第二百六号第二項において準用する行政不服審査法第三十八号第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え等に関する規程

第一条

（福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読替え）

第一条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第四条第十四項及び第五号第二十一項の規定による法第四条第二項に規定する合併協議会設置協議についての投票であつて法第五号第三十二項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。）に規定する審査の申立てについての公選法第二百六号第二項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八号第一項の規定による交付については、次の表の上欄に掲げる福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第二十号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第一条</p> <p>行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八号第一項（法第九号第三項において読み替えて適用する場合を含む。第三条、第五条及び第六条第一項において同じ。）</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第五号第三十二項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。）第二百六号第二項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八号第一項</p>
--	--

第三条	第二十八条第一項	第五条第三十二項において準用する公選法第二百六条第二項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
第四条	前条	第十条第一項において準用する前条
第五条	第三十八条第一項	第五条第三十二項において準用する公選法第二百六条第二項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項
第六条第一項	審査請求	審査の申立て
	審査庁	福島県選挙管理委員会
第六條第一項	審理員	福島県選挙管理委員会
第一條	第三十八條第一項	第五條第三十二項において準用する公選法第二百六條第二項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項

(福島県選挙管理委員会行政不服審査法施行規程の規定の準用)

第二条 福島県選挙管理委員会行政不服審査法施行規程(平成二十八年福島県選挙管理委員会告示第十九号。以下「規程」という。)第一条から第四条までの規定は、法第四條第十四項及び第五條第二十一項の規定による法第四條第二項に規定する合併協議会設置協議についての投票であつて法第五條第三十二項において準用する公選法に規定する審査の申立てについての公選法第二百六條第二項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)第九條第三項において読み替えて適用する法第三十八條第一項に規定する審査庁(法	市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。)第五條第三十二項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百
-----	--	---

第三条第一項	第九條第一項に規定する審査庁をいい、福島県選挙管理委員会が審査庁である場合に限る。以下同じ。)が定める方法	号。以下「公選法」という。)に規定する審査の申立てについての公選法第二百六條第二項において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八條第一項の規定により公選法に規定する審査の申立てを受けた福島県選挙管理委員会(以下「審査庁」という。)が定める電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録された事項の表示の方法
第二条第二項	第三条第一号	電磁的記録の種類
第二条第一項	第九條第三項において読み替えて適用する法第三十八條第一項	電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の種類
第三条第二号	第十條第一項において準用する手数料条例第三條第二号	電磁的記録の種類
第六條第一項	第十條第一項において準用する手数料条例第六條第一項	電磁的記録の種類

この規程は、平成二十八年五月六日から施行する。

附 則

<p>第四条</p>	<p>第三条第二項各号列記以外の部分</p>			
<p>行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項</p>	<p>第一条</p>	<p>第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項</p>	<p>前項</p>	<p>第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項</p>
<p>市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二十二條において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二百九條の八第二項において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項</p>	<p>第十条第一項において準用する手数料条例第一条</p>	<p>第五条第三十二項において準用する公選法第二百六条第二項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律第五條第三十二項において準用する公職選挙法第二百六條第二項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項の規定による交付を行う場合の福島県行政不服審査法関係手数料条例の規定の読み替え等に関する規程（平成二十八年福島県選挙管理委員会告示第三十八号）第二条において読み替えて準用する前項</p>	<p>第五条第三十二項において準用する公選法第二百六條第二項において準用する行政不服審査法第三十八條第一項</p>